

# マテリアルライフ学会 定款

昭和 64 年 6 月 20 日制定  
平成 5 年 6 月 17 日一部変更  
平成 9 年 6 月 2 日一部変更  
平成 13 年 6 月 5 日一部変更  
平成 14 年 6 月 3 日一部変更  
平成 18 年 6 月 8 日一部変更  
平成 19 年 6 月 28 日一部変更  
平成 24 年 7 月 5 日一部変更

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、マテリアルライフ学会と称する。

(事務所)

第 2 条 この会は、事務所を東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 6 番 8 号におく。

(支部)

第 3 条 この会は、理事会の議決を得て、必要の地に支部を置くことができる。

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第 4 条 この会は、有機、無機、金属などの素材およびそれらを加工して得られる各種材料と構成物・製品、並びにバイオマテリアル、文化財などの耐久性、寿命予測と制御についての科学と技術の進歩を図り、もって学術文化と産業の発展に資することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この会は、第 4 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 調査および研究
2. 研究発表会、討論会、講演会の開催
3. 見学会、講習会の開催
4. 会誌その他この会の目的に関する資料の発行
5. その他この会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会 員

(会員の種別)

第 6 条 この会の会員は、次のとおりとする。会費は、細則に定める。

1. 正会員 この会の目的に賛同し、会費を納める個人
2. 賛助会員 この会の目的事業を賛助し、会費を納める法人または団体
3. 維持会員 この会の目的事業を支援し、会費を収める法人または団体

4 学生会員 この会の目的に賛同し、会費を納める学生

5 名誉会員 この会の目的に賛同し、理事会で推薦された個人

(入会)

第7条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員の会費は、細則に定める。

2. 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員の権利)

第9条 会員の権利は、次のとおりとする。

1. 正会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

2. すべての会員は、この会の会誌および刊行物の優先的頒布を受けることができる。

3. すべての会員は、この会の研究会、見学会および各種の催しに参加することができる。

4. 賛助会員は、この会の各種の催しに、6名まで正会員扱いで参加することができる。

5. 維持会員は、この会の各種の催しに、3名まで正会員扱いで参加することができる。

(退会)

第10条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を得て除名することができる。

1. 会費を1年以上滞納したとき

2. この会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為があったとき

## 第4章 役員

(役員)

第12条 この会には、次の役員をおく。

1. 理事 20名以上50名以内（うち会長1名、副会長3名以内および常任理事若干名）

2. 監事 2名

3. 支部長

4. 評議員 若干名

(役員を選任)

第13条 理事および監事は総会で選任する。

2. 会長および副会長は理事のうちから総会で選任する。

3. 常任理事は、会長が理事のうちから選び、理事会の承認を得て定める。

4. 支部長は常任理事のうちから会長が委嘱する。

5. 評議員は理事会で推薦し、総会で選任する。

(役員の仕事)

第 14 条 役員は、次の各号の仕事を行う。

1. 会長は、この会を代表し、会の仕事を総理し、総会および理事会の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその仕事を代行する。
3. 常任理事は、会長および副会長を補佐し、それぞれの仕事を行う。
4. 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、会務を議決して行う。
5. 監事は、民法第 59 条の仕事を行うほか、理事会に出席することができる。ただし、他の役員を兼ねることはできない。
6. 支部長は、支部を代表し、支部の会務を行う。
7. 評議員は、会長から示された重要な業務につき評議決定する。ただし、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の任期)

第 15 条 この会の役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員のために選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なお、その仕事を行う。
4. 役員は、理事会の承認を得なければ辞任することができない。

## 第 5 章 事務局

(事務局)

第 16 条 この会は、会務を処理するために事務局を設け、事務局長をおく。

2. 事務局長は、会員の中から会長が推薦し、理事会の承認を得て定め、常任理事とする。
3. 事務局長は、会長が依頼した会務を処理する。

## 第 6 章 会 議

(総会)

第 17 条 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後に会長が招集する。

2. 臨時総会は、会長、理事会または監事が必要と認めたときいつでも招集することができる。
3. 総会の招集は、7 日以前にその会議の日時、場所および付議事項を示し、正会員に通知しなければならない。
4. 総会は、正会員の 10 分の 1 以上の出席によって成立する。ただし、付議事項につき書面によって表決権を行使したものは出席者とみなす。

(理事会)

第 18 条 理事会は、毎年 1 回以上会長が招集する。

2. 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議決することはできない。ただし、書面などにより他の出席者に委任したものは、あらかじめ通知のあった事項については、これを出席者とみなす。なお、委任者を指定しない場合は、会長に委任したものとする。

3. 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任理事会)

第 19 条 常任理事会は、随時会長が招集する。

2. 常任理事会は、常任理事の過半数が出席しなければ議決することはできない。ただし、書面などにより他の出席者に委任したものは、あらかじめ通知のあった事項については、これを出席者とみなす。なお、委任者を指定しない場合は、会長に委任したものとする。

3. 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第 7 章 資産および会計

(資産)

第 20 条 この会の資産は、次のとおりである。

1. 別紙財産目録記載の財産
2. 会費
3. 事業に伴う収入
4. 寄付金
5. その他の収入

(事業計画および収支予算)

第 21 条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎年会計年度開始前に会長が編成し、理事会および総会の承認を得なければならない。

(収支決算)

第 22 条 この会の収支決算は、会計年度終了後 3 ヶ月以内に会長が作成し、監事の意見を付け、理事会および総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 23 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第 24 条 この定款は、理事会および総会の議決を経なければ変更することはできない。

(解散)

第 25 条 この会の解散は、理事会および総会の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

## 第 9 章 補 則

(細則)

第 26 条 この定款施行の細則は、理事会または総会の議決を経て別に定める。

## マテリアルライフ学会 定款「細則」

### 第1章 会員および会費

(会員)

第1条 正会員および学生会員の入会を承認したときは、この会からその旨を通知する。

2. 賛助会員・維持会員・名誉会員の承認を決定したときは、会長からその旨を通知する。

3. 賛助会員および維持会員が、その代表者を変更したときは、直ちにその旨をこの会に申し出なければならない。

4. 名誉会員の処遇は、次のとおりとする。

(1) 会費を収めることを要しない。

(2) 理事会に出席して意見を述べることができる。

(3) 開催行事の参加費を免除される。

(会費)

第2条 会員の会費は次のとおりとし、毎年度の会費を前納しなければならない。

1. 正会員 年額 8,000 円

2. 賛助会員 1口年額 60,000 円とし、口数は2口以上とする。

3. 維持会員 年額 60,000 円

4. 学生会員 年額 4,000 円

### 第2章 委員会

(委員会の職務)

第3条 委員会は、次に定める職務を行う。

1. この会の運営に関する事項

2. 開催する研究会・講演会・討論会・講習会の企画・運営・調査・その他事業に関する事項

3. 定期刊行物とその他の刊行物の企画・原稿の審査・編集・発行その他に関する事項

4. 会員の入退会および管理、広報、その他会員とその増強に関する事項

5. 会員の表彰・奨励に関する事項

6. 国際交流に関する事項

7. その他 この会の円滑な運営を図るため、理事会において必要と認められた事項

委員は互選により委員長を選任し、委員長は委員会の議長となる。委員長は常任理事とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし重任を妨げない。

(委員会の報告事項)

第5条 委員会は、毎年3月末、その年度の事業概要報告を会長に提出しなければならない。

### 第3章 支部

(支部の事業)

第6条 支部は、その地域に在住する会員の相互協力によって、この会の目的達成のために必要な事業を行う。

(支部長)

第7条 支部長は、支部における重要な行事の予定およびその結果を、その都度会長に報告するものとする。

### 第4章 雑則

(細則の変更)

第8条 この細則の変更は、理事会の議決を経て定める。ただし、第2条の変更は、総会の議決を経なければならない。

(英文の名称)

第9条 この会の名称は、英文では、Materials Life Society, Japan とする。

(シニア会員)

第10条 正会員で年齢が60歳以上の退職者を、シニア会員とする。

2. シニア会員の行事参加費は、正会員の60%とする。但し、技術交流会参加費は減額しない。

(行事参加費の減額)

第11条 賛助会員および維持会員から、同一行事へ複数の人が参加する場合、同時申込者の一人は正会員と同額の参加費とし、その他の人は半額とする。但し、技術交流会参加費は減額しない。